

# 大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（案） 主な委員意見及び市の考え方、計画案への反映等

令和 7 年 1 1 月 1 7 日

第 2 回新型インフルエンザ等対策有識者会議

危機管理室危機管理課

健康局保健所感染症対策課

# 主な委員意見及び市の考え方等(全体)

主な意見／内容	市の考え方（見解）／計画案への反映
<p>【第1回有識者会議委員意見】</p> <p>○大阪健康安全基盤研究所について、全編通して「大安研」と略されている。公表される文書になるため、正式な名称にした方がよい。</p>	<p>【修正】</p> <p><u>○全編通して「大阪健康安全基盤研究所」へ修正（計70箇所）</u></p>
<p>【第1回有識者会議委員意見】</p> <p>○ヘッダーなど誤植が見受けられる。</p> <p>【庁内意見】</p> <p>○本文にない用語は削除すべき。</p> <p>○注釈に府市の役割等が混在している。</p>	<p>【修正】</p> <p><u>○全編通して誤植を修正</u></p> <p><u>○本文にない用語を削除</u></p> <p><u>○注釈における府役割部分を削除・修正</u></p>
<p>【第1回有識者会議委員意見】</p> <p>○社会福祉施設でのクラスターが発生した場合、施設の対応や人材確保の部分など、その施策をどこかに記載してもよいのではないか。</p> <p>○KISA2隊など対応してきたことを記載すると、生活支援を要する方々に対する安心になる。</p>	<p>【見解】</p> <p>○コロナ対応で培ってきた行政、医療機関、高齢者施設等のネットワークが今後も有効に機能するよう連携し、感染症への対応力向上につながる取組みを進めている。</p> <p>○具体的には、クラスター対応への研修による保健師の人材育成や各区における高齢者施設等における感染症対応力強化への支援の取組を行っている。また、感染制御・業務継続支援の経験がある専門家を施設に派遣している。</p> <p>○感染対策支援ネットワーク（OIPC）支援体制を構築し、地域における感染対策の向上を図っている。</p>

# 主な委員意見及び市の考え方等(第2部及び第3部全体)

## 主な意見／内容

### 【第1回有識者会議委員意見】

- 行動計画の対応にはいるために、定量的な値、構造の基準を自動化するというテクニックがある。
- 行動計画に基づいて自動的に発動して動くというような、例えば、患者あるいは問い合わせが一定レベルを超えた場合は自動的にアウトソーシングしてお願いする部分を決定し、医療機関の備蓄に関しても、1か月の対応を超えた場合に援助を要請するというようなところまで考えておくと、非常に動きやすい。
- 本行動計画にプラスαで具体的な文言を入れて、できればマニュアル化していく中で、実効性をすぐに発揮できるような形を目指していけば、動きやすいのではないかと。

### 【第1回有識者会議委員意見】

- 担当部局の並びに優劣はあるのか。有事の際、押し付け合いにならないか懸念がある。

## 市の考え方（見解）／計画案への反映

### 【見解／修正】

- 大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の第2部第3節において、様々な感染症に幅広く対応できるシナリオを想定しており、9頁の図表4において、特措法と感染症法による時期区分の考え方を示している。
- 実効性の発揮については、マニュアル等で設定していく。マニュアルに関する記載は、第3部第1章「実施体制」で追記する。

### 【見解】

- 局室は職制順で最後に区役所としている。区保健福祉センターは保健所業務の補助執行のため、健康局の後としている。

# 主な委員意見及び市の考え方等(第3部第1章「実施体制」)

## 主な意見／内容

### 【第1回有識者会議委員意見】

○これまでの経験を踏まえて一部に関しては、マニュアル等を作成して、迅速な対応を図るように努める必要がある。現実的にはそれを活かしていかないと危機管理にならず、リスクマネジメントできない。

### 【第1回有識者会議委員意見】

○災害モード宣言などトリガーを用意しているわけですから、そういうものと連動させることも一考してはどうか。

### 【第1回有識者会議委員意見】

○病院の方も人手不足・物資不足であるが、大阪市保健所も改革があって決して人材は多くない。果たして本当に対応可能なのか。

## 市の考え方（見解）／計画案への反映

### 【追記】 21頁

(2)所要の対応

1-1.行動計画等の作成や体制整備

**③市は、市行動計画や市予防計画に基づいた具体策が実施できるよう、感染症対策にかかる計画、マニュアル等を策定し、健康危機管理体制を構築する。**

### 【見解】

○市町村対策本部の設置は特措法第34条において緊急事態宣言がされたときであるが、本市は行動計画（素案）23頁のとおり、府対策本部が設置された場合は直ちに市対策本部を設置するとしている。

○具体的には、「国外において、感染症危機をもたらす可能性のある感染症が発生し、大臣公表が想定される場合」、計画に基づく対応に移行する。

### 【見解】

○新型コロナ「第6波」と同規模の感染が流行初期段階から発生するものと想定し、数値目標を定め、全庁的な応援体制の構築やIHEAT要員による支援体制を確保するとともに、有事に参集を求める職員及びIHEAT要員に対して実践的訓練を含めた研修を行っている。

○また、医師や保健師等の専門職は不足することが予想されるため、登録事業者の募集など契約手続きの迅速化や会計年度任用職員の要綱整備など、外部人材を活用した体制整備に取り組んでいる。

## 主な委員意見及び市の考え方等(第3部第8章「医療」)

主な意見／内容	市の考え方（見解）／計画案への反映
<p>【第1回有識者会議委員意見】</p> <p>○コロナでは、防護具がない、すぐに支給されない、病床が足りないなどにより早く対応したくてもできなかったため、やはり初動が大事である。これらを踏まえて具体的に計画を作成し、実行できるようにしてもらいたい。</p>	<p>【見解】</p> <p>○大阪府において、平時から医療機関の機能と役割に応じ医療措置協定等を締結する等により、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材派遣体制の確保を図っている。また、協定締結医療機関に対し、施設の使用量2か月以上の個人防護服の備蓄について周知している。</p> <p>○市は府と連携して医療提供体制の充実を図っていく。</p>
<p>【庁内意見】</p> <p>○「早期に有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備」に対する注釈が、市保健所対処計画と整合性が図れていない。</p>	<p>【修正】 73頁</p> <p>○<u>症状がある市民からの受診の相談を受ける「受診相談センター」を開設する。また、「一般相談センター」など相談内容別の窓口を設置するとともに回線数の増設等を検討する。</u></p>

## 主な委員意見及び市の考え方等(第3部第10章「検査」)

主な意見／内容	市の考え方（見解）／計画案への反映
<p>【庁内意見】</p> <p>○「検査体制の整備」に対する注釈が、府の役割と混在した記載となっている。</p>	<p>【修正】 84頁</p> <p>○これらの情報について、<u>市は府と連携して管内の検査措置協定締結機関の状況を把握することに努める。</u></p>

## 主な委員意見及び市の考え方等(第3部第11章「保健」)

### 主な意見／内容

- 【第1回有識者会議委員意見】
- 有事の際に人というのはすごく大事であり、人を増やすシステムの的なものを作ったほうがよいのではないか。
  - 医師や看護師など専門職の増員は、結果的に別から集めるので難しいと思う。保健師を一定増やした対応をしてることを少しアピールすればよいのではないか。

### 市の考え方（見解）／計画案への反映

- 【見解】
- 有事に迅速に保健所に参集できるように、各区役所に保健所を兼務する保健師（健康危機管理担当保健師）を26名増員配置している。
  - また、医師や保健師等の専門職は不足することが予想されるため、登録事業者の募集など契約手続きの迅速化や会計年度任用職員の要綱整備など、外部人材を活用した体制整備に取り組んでいる。

## 主な委員意見及び市の考え方等(第3部第12章「物資」)

### 主な意見／内容

- 【第1回有識者会議委員意見】
- 97頁の「市は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。」について、どういうものがどれだけ必要かを示してもらえると、よりわかりやすいのではないか。

### 市の考え方（見解）／計画案への反映

- 【追記】 **97頁**
- 市は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄 (注釈番号48) に努めるよう呼び掛ける。  
(注釈) 厚生労働省が示す「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドラインにおけるひな形」参照。  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html))

- 【第1回有識者会議委員意見】
- 各社会福祉施設で足りなくなった時の調整、物品配布も視野に入れておいたほうがよいのではないか。

- 【見解】
- 99頁の対応期「3-2備蓄物資等の供給に関する相互協力等」のとおり、府に対して要請を行うことになる。

# 主な委員意見及び市の考え方等(第3部第13章「市民生活及び市民経済の安定の確保」)

## 主な意見／内容

### 【第1回有識者会議委員意見】

- BCPについて、自治体、医療機関等では業務継続計画、民間事業者では事業継続計画としているが、どちらもBCPである。民間事業者という事業は、製品サービスの供給であり、自治体等では事業と表現しにくいため業務としている。第13章では業務継続、事業継続の文言が混じっており、民間事業者を対象とする場合は、事業継続(計画)としたほうがよい。
- 用語の解説に事業継続計画(BCP)を別に分けて書いたほうがよい。

### 【第1回有識者会議委員意見】

- 3-1-2に心身の項目があるが、コロナ禍では、感染者情報など差別に繋がる情報がSNSにより漏れることがあった。チェックされていない情報に惑わされることもあり、注意喚起などについて言及があってもよいのでは。

## 市の考え方(見解)／計画案への反映

### 【修正】

- 全編通して、自治体等を対象とする場合については、「業務継続(計画)」、民間事業者を対象とする場合については、「事業継続(計画)」の文言へ修正(計5箇所)

### 【修正】109頁

- ~~業務継続計画(BCP)~~  
一般的に自治体、医療機関等で作成される、不測の事態が発生しても重要な業務事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画

### 【追記】111項

- 事業継続計画  
一般的に民間事業者で作成される、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

### 【見解】

- 「第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」  
P43 「1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発」  
P43 「1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発」  
P46 「2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応」  
P48 「3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応」  
上記項目による取組を進める。

# 主な委員意見及び市の考え方等(第3部第13章「市民生活及び市民経済の安定の確保」)

## 主な意見／内容

### 【庁内意見】

- 指定地方公共機関の計画である「業務計画」の文言、また指定地方公共機関、登録事業者の役割が混在した記載となっている。

## 市の考え方（見解）／計画案への反映

### 【修正】

- 全編通して、指定地方公共機関が対象となっていない箇所の「業務計画」、の文言を削除（計5箇所）
- 指定地方公共機関、登録事業者の役割の記載のない箇所の文言を削除（3箇所）